

白ばらは明るい



選挙のシンボル

しろばらだより

第123号

掲示板

有権者 平成18年6月2日現在
(定時登録者数)
男 192,811人
女 191,611人
計 384,422人

発行所 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
松戸市選挙管理委員会
松戸市明るい選挙推進協議会
でんわ 047(366)7386

明るい選挙

啓発ポスター・標語

作品募集

たくさんの
作品を待って
ます。

ポスター

- 一人一点
- 内容 明るい選挙の推進をあらわすもの
- 規格 画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、ハツ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ
※描画材料は自由です

標語

- 一人二点以内(自作のもの)
- 20字以内
- 内容 ①きれいな選挙の推進をあらわすもの
②棄権防止の呼びかけをあらわすもの

私たちの生活を豊かで楽しいものとするには、政治を立派なものにしなければなりません。そしてきれいな政治が行われるには、明るく正しい選挙が行われなければなりません。そこで今年も、選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会では、選挙啓発推進事業の一環として、「明るい選挙啓発ポスター・標語作品募集」を行います。

この事業は、皆さんの日常生活や学校での授業を通じて得た政治や選挙に関する知識、考えをポスター・標語にあらわしていただき、明るい選挙の推進に役立てていこうとするものです。

今年もたくさんの応募作品をお待ちしています。

●応募資格
小・中・高校生、一般の方で市内在住・在学の方

●応募方法
市内の学校へ通学している人は、各学校をとおして、市外の学校へ通学している人と一般の方は直接選挙管理委員会へ応募してください。

※応募作品には、ポスターは裏面右下に、標語は作品の左横に、小・中・高校生は学校名、学年、氏名(ふりがな)を、一般の方は住所、氏名(ふりがな)、年齢を必ず明記してください。

●締切
平成十八年九月八日(金) 必着

※作品は自由に利用させていただきます。応募作品はお返しできません。第1次審査(市審査)で入选した作品は第2次審査(県審査)へ送付させていただきます。

私たちの暮らしをより良くするもの、それが「選挙」です。

今後の松戸市の選挙予定

選挙名	任期	任期満了年月日
松戸市議会議員一般選挙	4年	平成18年11月26日
千葉県議会議員一般選挙	4年	平成19年4月29日
参議院議員通常選挙	6年	平成19年7月28日

※任期満了による選挙は、任期満了日前30日以内に執行されます。

みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を

贈らない

有権者は政治家に寄附を

求めない

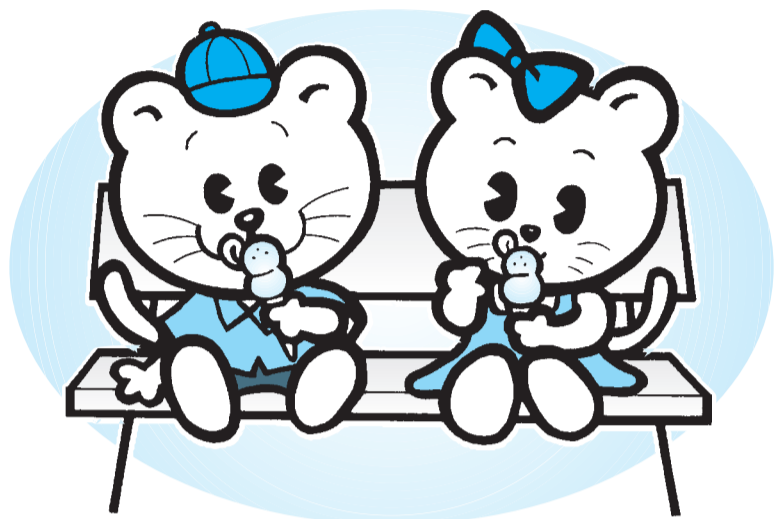
政治家から有権者への寄附は

受けとらない

ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

11月19日(日)は松戸市議会議員選挙の投票日です。

市選挙管理委員会（5月11日に開催）は、
11月26日任期満了に伴う松戸市議会議員一般選挙
の投票日を、11月19日（日）に決定しました。



選挙期日の告示日	平成 18 年 11 月 12 日(日)
投票日	平成 18 年 11 月 19 日(日)
投票時間	午前7時～午後8時

投票できる人
 年齢要件：昭和 61 年 11 月 20 日までに生まれた人。
 住所要件：平成 18 年 8 月 11 日までに本市に転入届けをし、引き続き居住している人。
 ※他の市区町村へ転出した人は、投票できません。

松戸市長選挙結果

6月18日（日）任期満了に伴う松戸市長選挙の投票が市内103ヶ所の投票所で午前7時から午後8時まで行われ、午後9時15分から松戸運動公園体育館で即日開票されました。

その結果、川井敏久市長が当選（四選）し、今後の松戸市政を担うことになりました。

任期は平成18年7月3日から平成22年7月2日までの四年間となります。
 なお、開票結果は右記のとおりです。

松戸市長選挙結果		
当	川井敏久（無所属）	59,734票
	本郷谷 けんじ（無所属）	45,333票
	中田 京（無所属）	15,483票
	林 千勝（無所属）	7,612票
当日有権者数	376,309人	男 188,349人 女 187,960人
投票者数	129,594人	男 63,198人 女 66,396人
投票率	34.44%	男 33.55% 女 35.32%



Q: 投票所整理券が来ない(無くした)と投票できないの？

A: 選挙人名簿に登録されていれば、整理券がなくても投票できます。
 投票所で本人確認をさせていただき、整理券を新しく作り投票していただきます。
 投票所の受付で整理券が来ない（無くした）ことを話してください。
 整理券は、選挙が行なわれることをお知らせするとともに、投票所で選挙人名簿の照合をスムーズに行なうために送付しています。

※投票所整理券は、本人以外は使用できません。他の人が使用すると罰せられます。